

長崎市告示第444号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（令和3年長崎市告示第378号）の指定を、次のとおり追加するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき告示する。

ただし、指定を追加した後の当該区域の一部は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号に該当する。

令和8年6月10日

長崎市長 鈴木史朗

1 指定を追加する区域

別図1のとおり（長崎市尾上町1番1及び1番9の各一部）

2 指定を追加した後の形質変更時要届出区域

別図2のとおり（長崎市尾上町1番1及び1番9の各一部並びに長崎市大黒町1番1、1番2、1番15、1番16、1番17、1番19、100番2及び100番3の各一部）

3 指定を追加した後の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

4 指定を追加した後の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図 1 指定を追加する区域

形質変更時要届出区域



ふっ素及びその化合物が土壌溶出量基準を超過した区域
自然由来特例区域

< 起点 > 調査対象地の最北端の地点を起点とする。

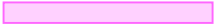





< 格子の回転角度 > $34^{\circ} 3' 1''$ 、 $0^{\circ} 3' 16''$

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと平行して 10m 間隔で引いた線より形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



別図2 指定を追加した後の形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域

	鉛及びその化合物が土壌含有量基準を超過した区域
	鉛及びその化合物が土壌溶出量基準を超過した区域
	砒素及びその化合物が土壌溶出量基準を超過した区域
	ふっ素及びその化合物が土壌溶出量基準を超過した区域
	自然由来特例区域
	不溶化埋戻しを措置した区域

<起点> 調査対象地の最北端の地点を起点とする。

<格子の回転角度> 34° 3' 1"、0° 3' 16"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと平行して10m間隔で引いた線より形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

